

時論



SBI金融経済研究所
理事長
政井 貴子

高齢者資産の寿命延伸の視点を

わが国は、社会の高齢化と同時に個人の長寿化がいつそう進みつつある。そして、こうした構造変化が生み出すさまざまな課題の一つとして、高齢者の認知能力などの低下がもたらす諸問題が強く認識されるようになっていく。

日本における65歳以上の認知症患者数は、現在約600万人と推計されており、2025年には約700万人に増加し、高齢者の約5人に1人が認知症を患うと予測されている。また、わが国の個人金融資産約1900兆円のうち60歳以上の世代が約6割を占めるとされているが、そのうちの認知症患者の資産は、すでに若年層の資産額よりも多いとの指摘もある。30年には認知症患者が保有する資産総額は230兆円に上り、家計全体の1

割超に達するとの試算もある。

こうした近い未来を展望し、認知能力が衰えた後でも、人々が尊厳のある本人らしい生活を継続するための経済的な一助として、そうした人々が保有する資産の管理・運用の工夫をしていくことは重要だ。それは、資産寿命延伸の視点からも一考に値する。

わが国では、認知症患者の意思決定を支え、生活や財産を守るための制度として、成年後見制度がある。政府は19年に「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、認知症バリアフリー推進の具体的な施策の一つとして、成年後見制度の利用促進を掲げている。また、金融商品の開発も同大綱の具体的な施策として掲げられており、「全預金取扱金融機関の個人預金残高に占める後見制度支援預金や後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合」をKPI化している。ただ、わが国の成年後見制度では、被後見人の資産の管理・運用において、元本割れリスクを伴う金融商品を購入する

ことは「財産の投機的な運用」と整理され、原則禁じられている。こうした資産の管理・運用は、元本の取り崩しが進むだけという状況に陥りやすい。19年に金融審議会市場ワーキング・グループがまとめた報告書でも同様の指摘がなされていたが、長寿化に伴う資産寿命の延伸についても考慮していくことが重要だろう。足元の消費者物価指数は3%と31年ぶりの上昇率となっている。やや中長期的な視点で見ても、脱炭素化やグローバル化の停滞傾向など、マクロ金融環境は過去数十年とは違う流れになりつつある。超高齢化社会の課題に対応するには、マクロ金融環境の変化にも対応できる制度設計が必要だ。

前述の金融審議会報告書でも触れられているように、米国では、ポートフォリオ理論に基づき、被後見人の資産の管理・運用についても、分散投資の考え方やポートフォリオ全体でリスク・リターンを評価する考え方が導入されている。無論、引き続き被後見人の権利・財産の保全にも十分な目配りが必要であることは言うまでもない。その上で、成年後見制度の設計・運用を担う関係省庁や司法関係者と、金融サービスを提供していく金融機関等が相互の連携を密にしつつ、資産寿命の延伸にも着眼した制度設計がなされることを期待したい。